

令和2年5月定例総会 (令和2年5月29日)

# 新潟市北区農業委員会議事録

新潟市北区農業委員会

## 令和2年5月新潟市北区農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和2年5月29日(金) 午前9時30分～9時45分

2. 開催場所 北区役所 大会議室

3. 出席委員 (11人)

委員	1番	渡部圭子
農地部会長職務代理者	2番	山岸洋子
委員	3番	窪田昇平
委員	4番	伊藤 明
委員	5番	佐藤作栄
委員	6番	坂井祐一
農政振興部会長	7番	武田武盛
農地部会長	15番	田村良雄
農政振興部会長職務代理者	17番	後藤宗一
会長職務代理者	18番	本田敏明
会 長	19番	首藤正男

4. 欠席委員 (8人)

委員	8番	小林 浩
委員	9番	此村和也
委員	10番	佐藤敏明
委員	11番	若林清廣
委員	12番	曾我 護
委員	13番	齋藤圭一郎
委員	14番	倉島正春
委員	16番	松田勝己

5. 議事日程

(諸般の報告)

第 1	議事録署名委員の指名
第 2	追加議案第23号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について
第 3	議案第21号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について
第 4	議案第22号 新潟市農用地利用集積計画の決定について
第 5	部会報告 農政振興部会報告
第 6	報告事項 農地法第4条転用届出に関する受理について 農地法第5条転用届出に関する受理について 農地の転用事実に関する照会書について 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理に

ついて

6. 出席事務局職員

事務局 長  
次 長  
農地係 長

佐久間 清  
島 貫 徹  
浅 香 範 人

## 7. 会議の概要

事務局	<p>定刻になりましたので、これより令和2年5月の定例総会を開催いたします。</p> <p>議事日程に従いまして、議事に入らせていただきます。</p> <p>本日は、先にお知らせしたとおり、11名を招集した縮小開催としていますが、定足数を満たしており総会が成立していることを申し添えます。</p> <p>それでは、首藤会長 議事進行よろしく願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">午前9時30分 開 会</p>
議 長	<p>日程に入る前に事務局から報告事項がありますので、報告させます。</p>
事務局	<p>ご報告申し上げます。</p> <p>議案説明のため関係職員が出席しております。</p> <p>次に、令和2年4月新潟市北区農業委員会定例総会後の主な行事・会議等につきましては、お手元に配布のとおりご報告いたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>これより、日程に入ります。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、議長において、15番 田村良雄委員、17番 後藤宗一委員を指名いたします。</p> <p>続きまして、日程第2、追加議案第23号「農地法第3条許可申請に関する意見決定について」、日程第3、議案第21号「農地法第5条許可申請に関する処分決定について」を、一括議題といたします。</p> <p>議案第23号、第21号については、5月26日に農地部会を開催して審議を願っておりますので、農地部会長から審議の内容について報告を求めます。</p>
農地部会長	<p>農地部会での審議内容について報告します。</p> <p>まず、追加議案第23号「農地法第3条許可申請に関する意見決定について」報告します。</p> <p>申請は1件です。追加議案をご覧ください。</p> <p>番号1番</p>

所在地 北区森下 以下記載のとおり  
譲受人 北区高森新田 以下記載のとおり  
譲渡人 北区森下 以下記載のとおり  
地目及び面積 畑1筆 85平方メートル  
契約内容 売買  
10アール当り対価 45万円  
通作距離 70メートル  
譲受人の農業従事者数 4人  
譲受人の経営面積 472.42アール  
地域区分 市街化調整区域

譲渡人が労働力不足になり、耕作が難しくなったため、隣接地で耕作している譲受人に相談したところ売買することで話がまとまったものです。

農地部会では、譲受人の経営農地面積状況、農業機械の所有状況、農作業従事者、耕作目的などを審査した結果、許可要件及び効率的に利用して耕作を行うと認められることから許可相当といたしました。

続きまして議案第21号「農地法第5条許可申請に関する処分決定について」説明します。

議案書1ページをご覧ください。

農地法第5条申請 番号1番

所在地 北区森下 以下記載のとおり  
転用者 北区高森新田 阿賀興業株式会社  
所有者 北区高森新田 以下記載のとおり  
地目及び面積 畑1筆 431平方メートル  
農地区分 第2種農地  
契約内容 賃貸借  
転用内容及び土地利用面積  
露天駐車場敷地 431平方メートル

転用者の代理人から来庁を願い、お話をお聞きしました。転用者は申請地近くで土木、建設業を営んでいますが、職員用の駐車場が足りなくなり土地を探していました。申請地は会社から近く、譲渡人と賃借で借りる協議が整ったため申請をしたとのことでした。

委員から、今までこの場所は耕作していたのかとの質問があり、陸田として耕作を委託してきたが、用水を確保するのが難

	<p>しくなり、耕作者から委託を断られたため、今回転用の申請に至った、とのことでした。</p> <p>また、申請地付近に農耕車の通行は多いのかとの質問があり、周辺に農地があるが、農耕車の通行はあまりない、とのことでした。</p> <p>また、通行量が少なくても車の出入りには十分気を付けてもらいたい、との指導がありました。</p> <p>また、駐車場にするために地盤改良を行うのか、との質問があり、大型車両を止める計画はないので、砕石を敷いて、転圧をかける工事を予定している、とのことでした。</p> <p>また、今回の転用にあたって、周辺に農地がある。境界をしっかりとし、問題がでないようにしてもらいたい、との指導があり、転用者には隣接地に迷惑をかけないように伝える、とのことでした。</p> <p>また、申請地の賃料が安いと思うがどのように決めたのか、との質問に、地主と転用者で相談して決めたと聞いている。申請地付近を考えればそれほど安い金額ではないと思う、とのことでした。</p> <p>転用地は、宅地に囲まれた10ヘクタール未満の生産性の低い農地で、第2種農地に該当しますが、転用地以外の土地についても検討しましたが、条件に合う土地が転用地だけであったため許可できるものです。なお一層のご審議をお願いします。</p> <p>これより、質疑に入ります。何かございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。これより、採決いたします。</p> <p>本案は農地部会長報告のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>「異議なし」と認めます。</p> <p>よって、議案第23号「農地法第3条許可申請に関する意見決定について」、議案第21号「農地法第5条許可申請に関する処分決定について」は、農地部会長報告のとおり可決されま</p>
議 長	
議 長	
議 長	

<p>議 長</p>	<p>した。</p> <p>次に、日程第4 議案第22号「新潟市農用地利用集積計画の決定について」を、議題といたします。</p> <p>議案第22号については、5月22日に農政振興部会を開催して審議を願っておりますので、農政振興部会長から審議の内容について報告を求めます。</p>
<p>農政振興部会長</p>	<p>農政振興部会での審議内容について、ご報告いたします。</p> <p>議案第22号「新潟市農用地利用集積計画の決定について」、ご説明いたします。</p> <p>本日の配布資料3ページの「令和2年 利用権促進事業 権利別実績表」をご覧ください。</p> <p>「④ 所有権移転」が、2件 2,632平方メートルです。</p> <p>次に議案書2ページをご覧ください。</p> <p>所有権移転の申請案件について、ご説明申し上げます。</p> <p>番号1番、売買です。</p> <p>譲渡人が、生活費が必要なため、今まで利用権を設定し、耕作をしていた譲受人に相談したところ売買することで話がまとまったものです。</p> <p>番号2番、売買です。</p> <p>譲渡人が規模縮小のため、譲受人に相談したところ売買することで話がまとまったものです。</p> <p>農政振興部会では、「農業経営基盤強化促進法第18条3項の要件」である基本構想への適合、耕作すべき農用地のすべての効率的な利用、農作業の常時従事並びに「新潟市北区農業委員会農地移動適正化あっせん基準」の経営基準面積等を審査しました。</p> <p>以上審査した結果、原案のとおり決定することといたしました。皆さまの一層のご審議をお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>これより、質疑に入ります。何かございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>

議 長	<p>質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより、採決いたします。 本案は農政振興部会長報告のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
議 長	<p>「異議なし」と認めます。 よって、議案第22号「新潟市農用地利用集積計画の決定について」は、農政振興部会長報告のとおり可決されました。</p> <p>続きまして、日程第5、部会報告「農政振興部会報告」を議題とします。 5月22日に農政振興部会を開催し、審議を願っておりますので、農政振興部会長から審議内容について報告を求めます。</p>
農政振興部会長	<p>それでは、農政振興部会報告をいたします。 本日配布資料2ページをお開きください。 先程ご審議いただきました、議案第22号「新潟市農地利用集積計画の決定について」、所有権移転2件を審議しました。 主な意見・質疑等は、「農政振興部会報告」に記載のとおりであり、その結果部会として承認されました。皆さまのなご一層のご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>これより、質疑に入ります。何かございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（質問・意見なし）</p>
議 長	<p>質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。 本案は、農政振興部会長報告のとおり決することに異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
議 長	<p>「異議なし」と認めます。 よって、部会報告は、農政振興部会長報告のとおり決定されました。</p> <p>次に、日程第6 報告事項を議題とします。事務局の報告を求めます。</p>

事務局	<p>専決処分のご報告をいたします。</p> <p>お手元の専決処分書、6ページから9ページをご覧ください。</p> <p>最初に「農地法第4条転用届出に関する受理について」、1件専決処分しました。</p> <p>次に、「農地法第5条転用届出に関する受理について」、7件専決処分しました。</p> <p>次に、「農地の転用事実に関する照会書について」、3件専決処分しました。</p> <p>次に、「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」、5件専決処分しました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>全日程が終了しました。</p> <p>これにて、令和2年5月 新潟市北区農業委員会定例総会を閉会します。</p> <p style="text-align: center;">閉 会      午前9時45分</p>

農業委員会等に関する法律第27条及び新潟市北区農業委員会会議規則第14条第2項の規定によりここに署名する。

新潟市北区農業委員会

議長 首藤 正 男

委員 田村 良 雄

委員 後藤 宗 一